

消防車売却仕様書

1 売却車両、引き渡し場所及び履行期限

- (1) 物品番号 令和7年度 長防災第116号
- (2) 物品名称 長浜市公用車（三菱ふそう自動車消防車）売却
- (3) 売却車両 滋賀800さ5875 三菱ふそう自動車 キャンター
- (4) 引き渡し場所 下坂中倉庫（長浜市下坂中町299番地）
- (5) 履行期限 契約締結日の翌日から令和7年7月31日まで

2 保証金及び違約金

- (1) 保証金：入札保証金及び契約保証金は免除する。
- (2) 保証人：契約履行の保証人は必要としない。
- (3) 違約金：落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

3 契約の締結及び売却代金の納付方法

- (1) 売却代金は、入札書記載金額とする。
- (2) 落札者は、落札決定後7日以内に契約を締結すること。
- (3) 落札者は、市が発行する納入通知書により、契約締結の日を含めて14日以内に売買代金を納付すること。

4 売却車両の引渡し

- (1) 売却車両は現状のまま引渡すものとし、引渡し後の不適合等について長浜市は責任を負わない。なお、売却車両のバッテリーが不良状態であるため、引渡し時の走行が不可となる可能性があります。
- (2) 名義変更等のすべての手続きは落札者自らが行うこととし、手続きに必要な費用はすべて落札者の負担とする。
- (3) 名義変更等の手続き後は、速やかに変更を証する書類を提出すること。
- (4) 売買代金の納入及び名義変更手続きの完了後に車両の引渡しを行う。
- (5) 引渡し後の車両の運送については落札者の責任のものと行い、運送に係る経費も落札者が負担すること。
- (6) 引渡し後、速やかに車体に表示されている市名等、長浜市が指定する表示をすべて消去し、消去後の写真を、引渡し後14日以内に長浜市に提出すること。なお、これらに係る費用も落札者が負担すること。

問い合わせ先

長浜市役所防災危機管理課（長浜市役所3階）

電話：0749-65-6555（直） F A X：0749-65-8555

電子メールアドレス：bousai@city.nagahama.lg.jp

長浜市公用車（三菱ふそう消防車）売却明細書

売却する車両の仕様は、以下のとおりです。※売却車両の写真は別添参照

車名	三菱ふそう キャンター
登録番号	滋賀 800 さ 5875
型式	KK-FG72EC
車台番号	FG72EC500181
自動車の種別・用途	普通・特種
車体の形状	消防車
初年度登録	平成 15 年 12 月
総排気量	5.24 L
原動機の型式	4M51
乗車定員	8 人
車両重量（車両総重量）	3950K g（4390Kg）
全長・全幅・全高	550 c m×188 c m×241 c m
燃料の種類	軽油
走行距離	8,021km
有効期間の満了する日	令和 7 年 12 月 24 日
装備品等	備考参照

備考

- ・ 失効消火器（製造 2003 年） 1 個
- ・ 2 連はしご 1 個
- ・ 管そう 2 本
- ・ 給管 2 本
- ・ ホースカー 1 台
- ・ 剣スコップ 1 個
- ・ 拡声器（電池無し） 1 個
- ・ 散光式蛍光灯（パトライト） 1 個
- ・ とび 2 本
- ・ 金てこ 1 個
- ・ スピンドルドライバー 1 個
- ・ スタッドレスタイヤ 2 本

※各装備品、動作確認はしていません。

車両公開時に現車の状態確認を（走行不可）お願いします。

※車両バッテリーが不良状態であり、エンジンが起動しない恐れがあります。